

平塚市サッカー協会細則

第1章 加盟及び登録

(加盟申請)

第1条 本協会に加盟しようとする団体は、別に定める加盟申請書および登録用紙に必要事項を記入し、本協会会長に提出して、理事会の承認を受けなければならない。

(加盟登録資格)

第2条 本協会に加盟、登録しようとする団体は、次の各項を満足しなければならない。

- 1) 団体構成員の3分の1以上が平塚在住者 又は、在学在勤者である事。
- 2) 団体の構成員である選手を16名以上登録できる事。
- 3) 団体の代表者は、日本国籍の成人であること。
- 4) (財)日本サッカー協会公認審判員を3名以上有していること。
- 5) 外国籍者は7名以内であること。
- 6) 第1種社会人の団体の構成員に中学生以下のものがないこと。
- 7) 団体として、傷害保険に加入していることが望ましい。
- 8) その他、理事会で指定する事項。

2 但し、第2種、第3種、第4種、第5種及びフットサルに於いて登録条件を満たさない時は、その都度理事会で審議決定する。

(登録)

第3条 本協会に登録しようとする団体は、毎年12月末日までに、別に定める加盟申請書及び選手登録申請書に必要事項を記入し、各専門委員会を経て理事会の承認を受けなければならない。

2 団体登録は、毎年7月まで申請を受け付ける。その場合でも、登録金は通常登録と同額を納入することを要する。

(選手の追加登録)

第4条 年度の途中において選手の追加登録をしようとする団体は、別に定める申請用紙に必要事項を記入し、所定の選手登録金を添えて、協会に提出しなければならない。

2 追加登録選手は、土曜日までに登録が完了していれば、翌日から試合に出場することが可能となる。

(選手の移籍登録)

第5条 年度の途中において、協会登録団体間で移籍をする選手は、別に定める申請用紙に前所属団体の移籍承諾書を添付し、協会に届出るものとする。その場合の登録の効力は第4条2項を準用する。

(再移籍の禁止)

第6条 年度の途中において、すでに一度移籍した選手である場合、同一年内の再移籍を認めない。
但し、第2種、第3種、第4種、第5種及びフットサルに所属する選手には、これを適用しない

第2章 審判員の登録

(審判員登録)

第7条 本協会に登録する団体は、(財)日本サッカー協会公認の審判員資格所有者を、3名以上保有し登録しなければならない。

2 登録団体において、同一委員会内の複数団体への二重登録は認めない。

3 本協会主催試合における審判員は、(財)日本サッカー協会公認の審判員資格者が務めるものとする。

但し、第2種、第3種、第4種、第5種及びフットサルに所属する選手には、これを適用しない

第3章 退会及び除名

(退 会)

第8条 会員又は登録団体が本協会を退会するときは、別に定める書面をもって、退会を希望する3ヶ月前までに、会長に届出るものとする。

(除 名)

第9条 会員または登録団体及びその構成員が、次の各項に該当するとき、会員又は登録団体等を理事会の議決により、除名することができる。

(1) 本協会の目的達成、または**事業の運営遂行を妨げたとき。**

(2) 本協会規約あるいは細則に違反、または**本協会の名誉を毀損する行為をしたと認められるとき。**

(除名の異議)

第10条 除名を受けた団体又は個人は、会長に対し除名に対する異議を申し立てる事が出来る

2 異議申し立ては、書面をもって行うものとする。

3 除名の異議申立てにより、理事会並びに総会の議決をもって除名を取消することができる。

第4章 会 費

(会 費)

第11条

本協会に加盟登録する団体及び個人の登録金は、次の通りとする。

(1) チーム登録金 全種別 10,000円

(2) 個人登録金 第1種・シニア・フットサル 800円

(登録金の納入)

第12条 チーム・選手登録金は、各専門委員会で取りまとめ、4月10日までに内訳名簿を添付して、本協会に納付するものとする。

(登録金納付後の取消)

第13条 登録金納付後に虚偽の申請が発見された場合は、全ての登録を無効とし、登録金は没収する。

(参加費)

第14条 本協会の主催するリーグ戦及び各種大会の参加費は、その都度、各専門委員会が決め、理事会の承認を受けなければならない。

第5章 常任理事会及び理事会

(常任理事会及び理事会)

第15条 常任理事会及び理事会は、本協会の総務、庶務、経理、その他の日常業務を遂行する為に、次の事項を行う。

- 1) 本協会の事業計画及び事業報告に関すること。
- 2) リーグ及び大会の立案並びに調整に関すること。
- 3) 専門委員会の連絡調整に関すること。
- 4) 規約、細則等の改廃、研究、立案に関すること。
- 5) 議事録の管理に関すること。
- 6) 本協会の公印及び備品等の保管に関すること。
- 7) 役員名簿、登録票の保管に関すること。
- 8) 本協会の予算案の作成、及び決算の報告に関すること。
- 9) 本協会の資金の管理、及び金銭出納に関すること。
- 10) 会費徴収簿の管理に関すること。
- 11) 新規加盟団体の資格審査
- 12) その他、本協会の円滑な運営の為に必要な事項。

第16条 以下に慶弔関係を定める。

1) 対 象

- 1.平塚市サッカー協会役員（以下「役員」という）
- 2.平塚市体育協会加盟会長
- 3.役員配偶者及び実父母子

2) 慶 事

- 1.平塚市体育協会及び神奈川県サッカー協会加盟協会の記念式典等
10,000円

3) 弔 事

- 1.役員 20,000円
- 2.平塚市体育協会加盟会長 10,000円
- 3.役員配偶者 10,000円

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第17条 専門委員会の業務は、次の通りとする。

1) 第1種委員会 (社会人)

- イ. 社会人 (含む大学生) のサッカー競技に関する事。
- ロ. 上記事業の立案、運営、管理及び報告に関する事。
- ハ. 委員会運営費の管理に関する事。
- ニ. その他

2) 第2種委員会 (高校生)

- イ. 学齢が高校生のサッカー競技に関する事。
- ロ. 高体連との連絡、調整及び報告に関する事。
- ハ. 委員会運営費の管理に関する事。
- ニ. その他

3) 第3種委員会 (中学生)

- イ. 学齢が中学生のサッカー競技に関する事。
- ロ. 中体連との連絡、調整及び報告に関する事。
- ハ. 委員会運営費の管理に関する事。
- ニ. その他

4) 第4種委員会 (小学生)

- イ. 小学生のサッカー競技の育成及び発展に関する事。
- ロ. 小学生サッカーのリーグ及び大会の計画と実施に関する事。
- ハ. 上記事業の立案、運営、管理及び報告に関する事。
- ニ. 委員会運営費の管理に関する事。
- ホ. その他

5) 第5種委員会 (女性)

- イ. 女性のサッカー競技の育成及び発展に関する事。
- ロ. 上記事業の立案、運営、管理及び報告に関する事。
- ハ. 委員会運営費の管理に関する事。
- ニ. その他

6) シニア委員会

- イ. シニアのリーグ及び大会の計画と実施に関する事。
- ロ. 上記事業の立案、運営、管理及び報告に関する事。
- ハ. 委員会運営費の管理に関する事。
- ニ. その他

7) 広報委員会

- イ. 本協会の広報誌の編集及び配布に関する事。
- ロ. 各種競技会の記録の収集及び整理、管理に関する事。
- ハ. 上記事業の運営、及び管理に関する事。

- ニ. 委員会運営費の管理に関すること。
- 8) 審判委員会
 - イ. 審判員資格者登録台帳の管理保管に関すること。
 - ロ. 審判技術の研修並びに、その指導に関すること
 - ハ. 審判員資格の昇格推薦に関すること。
 - ニ. 審判員の派遣に関すること。
 - ホ. 上記事業の立案、運営、管理及び報告に関すること。
 - ヘ. 委員会運営費の管理に関すること。
 - ト. その他
- 9) 技術委員会
 - イ. 競技技術の調査、研究並びに指導に関すること。
 - ロ. 技術講習会、練習会等の立案及び実施に関すること
 - ハ. 強化対策、強化コーチとの連絡に関すること。
 - ニ. 本協会代表選手の選考及び育成に関すること。
 - ホ. 上記事業の立案、運営、管理及び報告に関すること。
 - ヘ. 委員会運営費の管理に関すること。
 - ト. その他
- 10) フットサル委員会
 - イ. フットサルの育成及び発展に関すること。
 - ロ. フットサルのリーグ及び大会の計画と実施に関すること。
 - ハ. 上記事業の立案、運営、管理及び報告に関すること。
 - ニ. 委員会運営費の管理に関すること。
 - ホ. その他

第18条 専門委員会の組織及び運営は、次の規則に準じて行うものとする。

- 1) 委員会には、委員長1名、副委員長若干名、委員若干名を置き、委員長は、理事会で推薦し、会長が任命する。
- 2) 委員長は、常任理事とする。
- 3) 委員長は、委員会を統括し、業務を運営推進する。
副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 4) 委員会の招集は、委員長がする。
- 5) 委員会の会議の内容は、記録として残し、その決定事項は常任理事会又は、理事会に報告し、承認を得なければならない。
- 6) 委員会の組織、構成や細則は、年度当初に常任理事会又は、理事会に報告し、承認を得なければならない。
- 7) 委員会の活動に伴う金銭の収支は、担当者を選任し、管理させなければならない。又、協会会計年度に合わせ、委員会会計内容を、常任理事会に報告し、承認を得なければならない。

第19条 本細則は、2019年4月1日より実施する。